



- 1 議員は原則2期8年でローテーション
- 2 議員報酬は市民の政治活動資金に
- 3 選挙はカンパとボランティアで

〒192-0066 八王子市本町3-4 TRYビル3階
 TEL: 042-623-8802 FAX: 042-627-4507
 メール:hachioji-net@nifty.com

国連子どもの権利条約に基づく「子どもにやさしいまち」を一緒に作り上げていきましょう！

子どもたちと共に考えたい 子どもの権利

2023年子ども基本法が施行され、全国の自治体でも続々と子どもの権利に関する条例制定が進められています。八王子市でも、八王子市議会厚生委員会が2年かけて調査研究を行い、2023年（仮称）「八王子市子ども基本条例」条例試案を市に提言しています。子どもの権利を守るための条例を、市民の手で、なにより当事者である子どもたちとともに大切に作り上げていきたい。そのために、「子どもの権利」とは何かを知り、「子どもにやさしいまち」とは何かを共に考えてみませんか？

「子どもにやさしいまち」とは

国連子どもの権利条約に規定される権利を子どもに保障するため、政策・法律・計画・予算等に明確に子どもを位置付けている自治体のことです。「子どもにやさしいまち」を作るための具体的取り組みのうち、**八王子市は子どものための条例制定や、独立した子どもの人権救済機関の設置等が急務です。**

「国連子どもの権利条約」を知っていますか？

国の子ども基本法や、そのほか子どもの権利に関する条例は、国連児童の権利に関する条約（以降子どもの権利条約）の理念に基づき策定されています。子どもの権利条約とは、1989年に国連で採択された国際人権条約の一つで、日本は1994年に批准しました。

● 子どもの権利条約の基本理念 ●

子どもは「権利の主体（保有者）」であり、それを守る「義務の担い手」は、国（おとな）です。子どもは生まれながらに権利を持っていて、それは義務と引き換えに与えられるものでも、取り上げられるものでもありません。

【生きる権利】

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど命が守られること

【守られる権利】

勉強したり遊んだりして持つて生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

【育つ権利】

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

【参加する権利】

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

4つの柱

子どもは「権利の主体」

子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考えから、大人と同じく、「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。

子どもの「意味のある参加」

子どもが子どもに関わる事柄について意見を表し、それがおとなに考慮されることは、それ自身が子どもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段とされています。

● おとなが子どもに関わる時に大切にすること ●

命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の国籍や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

4つの原則

「あなたの声をきかせてください！」

子どもたちへ

八王子市には、子どもの権利についての表明として、「八王子市子どもすこやか宣言」（2001年発表）があります。

この宣言を読んで感じたことをアンケートでぜひ聞かせてください。

- 1.わたしたちは人にはみんな違いがありみんなよいところをもっていることを認めお互いに相手を尊重します
- 1.わたしたちはがまんすることの大切さを理解するとともに好きなことに夢をもち元気にくらしませす
- 1.わたしたちはしっかりと自分を表現し自分の意見や行動に責任をもちます
- 1.わたしたちは子どもたち一人ひとりが大切にされ安心して生活できる家庭を望みます
- 1.わたしたちは家庭や学校そして地域で学習する楽しさがわかり自分の可能性を伸ばすことのできる環境を求めます

アンケートはこちらから



● アンケート内容

1. 国連子どもの権利条約を知っていますか？
2. 八王子市子どもすこやか宣言をよんで、うなづきポイントは何ですか？
3. 八王子市子どもすこやか宣言をよんで、疑問に感じるポイントは何ですか？
4. あなたにとって大切な（守りたい）権利は何ですか？

インフォメーション

春休み

子どもの権利カフェ vol.2

vol.1は2月22日（土）開催 詳細はHPへ

紙芝居とすごろくで、子どもの権利について遊みながら学べます。子どもたちの自由な意見を聞かせてください。

- 4月2日（水）10:00~12:00
場所：しょうら亭（南大沢 2-18-6）
 - 4月5日（土）10:00~12:00
場所：浅川市民センター（予定）
- 問合せ / お申し込み
生活者ネットワーク事務局

金子アキコのHP・インスタをチェック！



HP



玉正さやかのHP・インスタをチェック！



HP





■ 玉正さやか

文教経済委員
国民健康保険運営協議会会長

質疑動画はこちらから



認知症とともに生きる地域づくり

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えた今、認知症を含む全ての高齢者が安心して暮らすことのできる地域づくりは喫緊の課題である。認知症への理解促進、当事者の視点に基づいたバリアフリーの促進、地域で支え合う仕組みづくりについて市の見解を伺った。市は認知症の方が活躍できる場づくりの整備や地域での暮らしを支えるための取組を進めているとのこと。また、在宅で暮らす方の日常生活を維持するためには訪問介護サービスが不可欠であるが、国の基本報酬の引き下げによる影響が懸念されることから事業所への

実態調査を求めたところ、今年度中にオンラインでの調査を実施するとの答弁があった。

当事者に寄り添った自立の支援を

社会状況の大きな変化の中で生活困窮者は増加し、孤独・孤立も深刻な課題となっている。多くの市民団体が支援を進めている状況の中、民間団体との関係性の構築や更なる連携の強化を求めたところ、民間との協力の裾野を広げられるよう努めていくとの答弁があった。また、経済的困窮や社会的孤立に陥らないために、働きづらさを抱えた人ができることや得意なことを活かし社会に携われるよう多様な働き方の推進を求めた。引きこもり状態にある人については当事者の自己肯定感を高められるような支援の充実を求めたところ、従来のような通り一遍等の支援ではなく、当事者のニーズに支援をあわせていくとの答弁があった。



■ 金子アキコ

厚生委員 議会運営委員
まちづくり公社諮問委員

質疑動画はこちらから



ジェンダー平等社会の実現を目指して

男女共同参画センターの役割の一つであるジェンダー平等啓発事業について、女性だけでなく男性への働きかけの重要性を確認し、ジェンダーの問題に対するアクティブ・バイスタンダー（行動する傍観者）を増やすための取り組みの強化を求めた。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の2024年施行に伴う対応について、男女共同参画センターが女性相談の総合的窓口として機能するための周知啓発を進めていることが確認できた。

男女共同参画センターの最も重要な役割、組織運営や事業計画においてジェンダーの視点を取り入れ

ジェンダー格差をなくしていく「ジェンダー主流化」への全庁的な取り組みについて、政策決定の場に女性が極めて少なく、ジェンダー視点を担保する仕組みが整備されていないことが分かり、改善が必要であることを指摘した。

投票する権利を守るために

2023年第2回定例会で同テーマで質問した経緯から、投票所に出向くことが困難な高齢者、障がいのある方への投票支援等、その後改善された内容の確認を行った。特に、若者世代への主権者教育に関して、学校という場で政治について議論をし実践する練習を積み重ねることが重要であることを再度確認。2022年文科省生徒指導要提改訂により、校則の運用や見直しに生徒の参画が示されたことから、学校生活の中でより実践的な主権者教育を進めていくよう求めた。

○補正予算

市職員の給与引き上げに伴い、市長等特別職・市議会議員の期末手当を引き上げる議案に反対しました。

八王子市特別職報酬等審議会においては、報酬月額のみが審議され、期末手当については審議の対象外であり議論がなされていません。八王子市特別職報酬等審議会条例において特別職や議員の期末手当について、どういう位置付けで支給されているものなのかを明確にする必要があり、今後条例の見直し含めて検討されるべきです。期末手当について審議事項と位置づけ、第三者的な立場の方々の意見をもとに審議されたうえで提案されるべきとの理由により反対しました。